

平成18年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第5日目)

平成18年3月24日(金曜日)

午前10時00分開議

- 第12 議案第13号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第16号 訓子府町墓地条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第17号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第18号 訓子府町公民館条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第19号 訓子府町運動施設の設置に関する条例の制定について
- 第17 議案第20号 公園の設置及び管理条例の全部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第21号 訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第22号 訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第25号 訓子府町国民保護協議会条例の制定について
- 第21 議案第27号 北見地域障害程度区分認定等審査会の設置について
- 第22 議案第6号 平成18年度訓子府町一般会計予算について
- 第23 議案第7号 平成18年度訓子府町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第24 議案第8号 平成18年度訓子府町老人保健特別会計予算について
- 第25 議案第9号 平成18年度訓子府町介護保険事業特別会計予算について
- 第26 議案第10号 平成18年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第27 議案第11号 平成18年度訓子府町水道事業会計予算について
- 第28 議案第14号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 第29 議案第15号 訓子府町認可地縁団体印鑑条例の制定について
- 第30 議案第23号 訓子府町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第31 議案第24号 訓子府町国民保護対策本部及び訓子府町緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 第32 議案第26号 訓子府町農業施設に係る指定管理者の指定について
- 第33 議案第28号 網走支庁管内町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 第34 議案第29号 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少について
- 第35 議案第30号 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 第37 議案第12号 訓子府町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第38 請願第1号 上限関税断固反対などWTO農業交渉に関する請願書
- 第39 請願第2号 平成18年度酪農畜産政策・価格対策に関する請願書

第40 請願第 3号 米国産牛肉輸入の全面停止継続等を求める請願書

追加日程

意見書案第1号 上限関税断固反対などWTO農業交渉に関する要望意見書

意見書案第2号 平成18年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書

意見書案第3号 米国産牛肉輸入の全面停止継続等を求める要望意見書

意見書案第4号 最低賃金の引き上げを求める要望意見書

第41 報告第 2号 定期監査結果報告について

第42 報告第 3号 出納検査結果報告について

追加日程

所管事務調査について

出席議員（13名）

2番	安藤義昭君	3番	渡邊守彦君
4番	山本朝英君	5番	松浦啓博君
6番	大坪勝廣君	7番	柴田喜八君
8番	小坂正利君	9番	上原豊茂君
10番	高橋徳男君	11番	佐藤静基君
12番	小林一甫君	13番	渡邊易右門君
14番	橋本憲治君		

欠席議員（1名）

1番 田中與士信君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	深見定雄君
助役	宮川伊三男君
総務課長	山田日出夫君
企画財政課長	佐藤正好君
町民課長	山川栄二君
福祉保健課長	佐藤純一君
農林商工課長	山内啓伸君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
施設車両課長	小田藤夫君
教育長	小野茂君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	佐藤明美君
給食センター所長	石森修君
社会教育課業務監	上野敏夫君
教育委員長職務代理者	飯田洋司君
監査委員	四十物義雄君
選挙管理委員長	田古久君
農業委員会事務局長	菅野宏君
出納室長	菊池一春君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	今田和則君

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠の報告をいたします。本日は、田中議員から欠席の届出が出ております。

そのほか、白崎教育委員長に代わって、飯田職務代理者が出席しております。また、鳥山農業委員会会長から欠席の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議案第13号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、
議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第25号、議案第27号、
議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、
議案第11号

議長（柴田喜八君） 昨日、予算審査特別委員会が終わりましたので、これより本会議を開きます。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、議長を除く全員で行いましたので、委員長報告は会議規則第41条第3項の規定により省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定しました。

お諮りいたします。

一括議題の質疑につきましては、予算審査特別委員会で行っておりますので、質疑を省略し、これより一括議題の討論に入りたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論を願います。皆さん、お手元に議事日程がありますからこれを見られるとよろしいと思っております。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

12番、小林一甫君。

12番（小林一甫君） 議案第25号 訓子府町国民保護協議会条例の制定について、反対討論をさせていただきます。

先日も私の意見を申し上げたとおりでありますので、改めてここで意見を述べるということは控えさせていただきたいと思っておりますけれども、若干自分の意見を付け加えまして、反対討論をさせていただきたいと思っております。

先日も申し上げましたように、今なぜこの条例が必要なのかということでもあります。これは国がきちとした外交をやっておれば、こういう問題が出てこない。そういうようなことを私は強く感じるところであります。まして、この条例が制定されて発動されるよう

なときには、国の全体がほとんど壊滅的な状況になっているということで、どこも逃げようがないというようなことまで考えるときには、果たしてこの小さな北海道の田舎町に武力攻撃とか、テロとか、そういう対象になるものが、標的になるものがあるのかどうかというようなことを考えると、疑問の分がたくさんございまして、私はこの条例は訓子府には必要はないのではないかと思いますので、反対討論とさせていただきます。

議長（柴田喜八君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

14番、橋本憲治君。

14番（橋本憲治君） 大変厳しい中の平成18年度の予算の中、なおかつ今の議案第25号につきましては、今国際情勢を見ておりまして何があってもおかしくない危機的な状況にはあると思います。また、昔を顧みますとこういう条例ができないほうが、ないに越したことはないと思いますけれども、何があってもおかしくない国際情勢の中で、やはり国民なおかつ住民の安全を守る安心・安全を守るということは、私たちに課せられた使命だと思えます。まして、住民の方を行政が責任を持って安全な場所に導いていくということは、この条例の中に十分感じられるものでありますし、また、そういうことを行政がやっぱり率先して進めていかなければならないと思っておりますので、その意味からも含めて賛成討論とさせていただきます、合わせまして全体的にもいろいろ大変厳しい中で、なおかつ私たち議員の中にもいろいろなご意見がありまして、意見という形で行政のほうにも反映させてもらうべき提言も出していただいたところであります。そういう意味も含めて、さらなる行政改革も含めて、強い気持ちを持って進めていただきたいという思いを含めまして、この平成18年度の予算の賛成討論とさせていただきます。

議長（柴田喜八君） 次に、反対討論の発言を許します。

9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 先ほど議案第25号に対して、小林議員からの反対討論がございましたけれども、私もこの訓子府町国民保護協議会条例制定に対して、反対討論を行いたいと思います。

この条例は、武力攻撃事態等を想定したものでありますけれども、わが国は1945年以降、他国からの攻撃を受けたことがございません。人によっては、アメリカという大国に守られているという認識を持たれているかも知れませんが、私は日本国憲法、いわゆる平和憲法に守られたものだと思っております。攻撃しないことが攻撃されないことだということは、日本の歴史そのものが物語っていると認識しているところであります。現在の海外における武力衝突の実態を見ると、この条例制定によって町民を守ることができるとは到底考えられません。むしろ、条例制定を盾に憲法第9条の改廃、徴兵制度の復活と進み、国を守るための理由に国民が戦いの渦へと巻き込まれる不安のほうが大きく感じるところであります。本来の国民を守る国家政策を求める意味からも、この条例制定に反対をしたいと思います。

以上です。

議長（柴田喜八君） 次に、賛成討論の発言を許します。

11番、佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 私は賛成討論をいたします。

ただいま反対の理由の中に、国の外交問題ということでありまして、日本の国は

それぞれ世界の中で生きていく中には、ほかの国と同じ絶対安全ということ一つもないわけでありまして、この条例の中身として、地方としても基本的には国民も自らの身は最低限自ら守ると。こういう原則があると思います。そういった意味で、いかなる状況にもやはり住民の意識として、この条例をつくることによって、日頃から備えを持つと。そういう意味からも、極論で何かあったときにはもう何もないからということには、私は全くならないと思います。そういう意味から、あとは橋本議員と同じ中身ですので、そのことを付け加えて、この条例には賛成いたします。

議長（柴田喜八君） 次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 次に、賛成討論の発言を許します。

2番、安藤義昭君。

2番（安藤義昭君） この議案第25号の訓子府町国民保護条例の制定に賛成することによって、討論をさせていただきます。

反対の立場で2名の議員からそれぞれご意見がありましたですけども、私は佐藤議員、また橋本議員の賛成討論と同じようなことではございますけども、今、我が国では課せられていることは、武力がいつ起きるか、起きないかは別として、この日本国を守るためにはやっぱりこの小さな町からそれぞれの立場によって、住民を守ることが大切なことではないかと思います。そうしたことから、今海外ではいろいろな武力攻撃、またはそれに伴うそれぞれの国が内戦だとか、またテロだということが起きております。従って、今までも北海道、またこの北見地区においても、この武力行使に以外にテロのそれぞれの枠組みを持ちながら、この北見地区においても啓発・看板だとか、いろいろなものを出してそれぞれ啓発していたわけでございますけども、それに伴ってはなかなか地域だけでは抑えられないのではないかと。従って、国あげて、こういった法律をつくり、または条例に従って、我が町もそれに従うべきである。そういうような考えのもとで、賛成の討論といたします。

議長（柴田喜八君） 次に、反対討論の発言を許します。ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 次に、賛成討論の発言を許します。

6番、大坪勝廣君。

6番（大坪勝廣君） 私も賛成の立場で一言申し上げたいと。

ただいま前段で3名の方が、賛成の立場での討論をされました。今、世界情勢も極めて厳しい。いつ何が起こるか分からないという、前段お話もございましたけれども、今国が法律をつくって、国民を守ろうと、保護しようというこの法律に何ら躊躇する必要はないと私は考えております。こういったことが、うちの町には必要ないということも一つの議論になるかと思っておりますけれども、しかし、これは国民がそういう意識を持つ、そして、常に今世界情勢がこうなっていますから、意識を持つということは極めて大事でないかなと感じをするのであります。

以上、申し上げて賛成討論するわけですけども、前段3名の方がいろいろと説明されました。同様な考え方で、躊躇なくこの法案は成立すべきものと、私はあえて賛成を申し上げ討論に代えます。

議長（柴田喜八君） 次に、反対討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) ほかに討論ございませんか。

9番、上原豊茂君。

9番(上原豊茂君) 私は、これから6号議案の平成18年度一般予算案についての賛成討論を行いたいと思いますけれども、先の町政執行方針において、行財政の厳しさを認められた上で、自立のための行財政改革を町民とともに進めることが示されました。今議会で示された予算案について、個々の業務において、縮減に向けての努力をされていることは認めるところであります。

しかし、町民が町が今おかれている状況のもとで、前年度4.4%上回る予算の計上は、自立を選択した町の将来に光を当てるものとしては認めることはできません。町民の多くが納得し、我慢し、がんばることのできる予算編成は、前年を上回るものであってはならないと思います。

先に申しあげましたように、予算内容について、各担当職員の努力・評価はできるものですが、これ以上の予算縮減の対応は政策的決断が必要だと認識しています。町政における必要政策及び方針を具体的に示すことが求められていると思います。

また、町民の立場から行政サービスを見直して、機構改革を検討するべきだと考えています。しかし、昨日の予算審査特別委員会が町長に申し入れた住基ネットワークシステム継続の見直し、事業によっては広域的対応を検討すること、各科目におけるさらなる節減努力を含めた数項目に対し、町長は状況を反映した予算編成だったが、さらなる効率的・効果的な予算執行に努力する旨の意思を表明したところであります。私は、このことを全面的に信頼し、今後の予算執行見守ることとしたいと思います。町民の思いを受け止め、4期15年の町政執行を遂げた町長として、町民の理解が得られる予算執行が遂行されること期待して、今予算案については賛成をしたいと思います。

以上です。

議長(柴田喜八君) 議案第6号に対する今賛成討論がありました。この6号に対して、反対討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) ほかに討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) そのほかの議案の討論をございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第13号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第25号、議案第27号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第13号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第2

0号、議案第21号、議案第22号、議案第27号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第27号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号は原案のとおり可決されました。

まず、討論のあった案件から採決いたします。

最初に、議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(柴田喜八君) 挙手多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(柴田喜八君) 挙手多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、議案第15号、議案第23号、議案第24号、議案第26号、議案第28号、議案第29号、議案第30号

議長(柴田喜八君) これより提案理由の説明が終わっております議案第14号、議案第15号、議案第23号、議案第24号、議案第26号、議案第28号、議案第29号、議案第30号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。質疑は1人3回に制限をいたします。

最初に、議案第14号の質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第14号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号の質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第15号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号の質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号の質疑を行います。ご質疑ございませんか。112ページです。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号の質疑を行います。ご質疑ございませんか。116ページ、農業施設の関係です。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号の質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第28号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第29号の質疑を行います。120ページになります。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第29号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第30号の質疑を行います。ご質疑ございませんか。121ページです。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第30号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号

議長(柴田喜八君) 日程第37、議案第12号を議題といたします。
提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書50ページです。
渡邊守彦君。

3番(渡邊守彦君) 議長のお許しをいただきましたので、議案第12号 訓子府町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これは議員提案でございますので、よろしく願いいたします。

提出議員、総務文教常任委員会、渡邊守彦、山本朝英、田中與士信、安藤義昭、松浦啓博、大坪勝廣。

提案理由の説明をさせていただきます。議案書50ページをお開きください。

議案第12号 訓子府町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

訓子府町議会の議員の定数を定める条例（平成14年条例第8号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

平成18年3月14日提出。

本議案の提出者は、所管でもあります総務文教常任委員会所属の委員6名となっております。

記以下について説明いたします。

訓子府町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

訓子府町議会の議員の定数を定める条例（平成14年条例第8号）の一部を次のように改正する。

条文中「14人」を「10人」に改める。これは今定例会初日、報告第1号 議員定数及び報酬等調査特別委員会の調査報告でも説明がありましたが、議員定数を現行の14人を4人削減し10人に決定されましたことから、条例を改正するものであります。

附則でございますが、この条例は、次の一般選挙から施行するものであります。

説明として、社会情勢の変化に伴い、町民の要望も大きく定数を改正しようとするものであります。

以上、議案第12号について、提案説明させていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） これより議案第12号の質疑を行います。1人3回まで質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

請願第1号

議長（柴田喜八君） 日程第38、請願第1号を議題といたします。

まずもって紹介議員の説明を求めます。

上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 請願第1号について、ご紹介をしたいと思います。

訓子府町議会議長、柴田喜八様。

上限関税断固反対などWTO農業交渉に関する請願書。

紹介議員、上原豊茂、紹介議員、渡邊易右工門。

請願者、北海道常呂郡訓子府町仲町25番地、きたみらい農業協同組合訓子府支所運営委員長、菅波嘉孝。

請願者、北海道常呂郡訓子府町仲町25番地、訓子府町農民連盟委員長、遠藤保。

請願内容についてご説明いたしますが、その前に請願書の字句の訂正についてお願いをしたいと思います。上段8行目の「食糧自給率40%」と書かれております「食糧」の「糧」を「料金」の「料」へご訂正いただきたいと思います。

それでは請願内容のご説明をいたします。

WTO交渉については、その内容が日々ご承知のとおりでありますけれども、米国を中心として日本に対しては食料の輸入拡大を強く迫る内容となっておりますが、日本の食料自給率は40%であり、国民の命と健康生活を守る意味からも、日本における農業生産の維持拡大は重要なことでもあります。食料の輸入拡大による農業生産が立ち行かなくなると、関連産業をはじめ、地域経済への影響は極めて大きいと予測されます。

以上のことから、記以下4点。

（以下、請願書朗読、記載省略）

この4点について求めるものです。

この請願主旨をご理解いただき、ご審議の上、ご採択くださいますようお願いいたします。

議長（柴田喜八君） これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑といたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本請願は、委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は採択されました。

請願第2号

議長（柴田喜八君） 日程第39、請願第2号を議題といたします。

まずもって紹介議員の説明を求めます。

渡邊易右工門君。

13番（渡邊易右工門君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、請願第2号について朗読をもって説明をさせていただきます。

訓子府町議会議長、柴田喜八様。

平成18年度酪農畜産政策・価格対策に関する請願書。

紹介議員、渡邊易右工門、同じく紹介議員、上原豊茂。

請願者、北海道常呂郡訓子府町仲町25番地、きたみらい農業協同組合訓子府支所運営委員長、菅波嘉孝。

同じく請願者、北海道常呂郡訓子府町仲町25番地、訓子府町農民連盟委員長、遠藤保。

それでは請願内容について、説明をいたします。

（以下、請願書朗読、記載省略）

以上、説明させていただきました。ご採択いただきますようお願いいたします。

議長（柴田喜八君） これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑といたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本請願は、委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は採択されました。

請願第3号

議長（柴田喜八君） 日程第40、請願第3号を議題といたします。

まずもって紹介議員の説明を求めます。

渡邊易右工門君。

13番（渡邊易右工門君） 議長のただいまお許しをいただきましたので、請願第3号について説明をさせていただきます。

訓子府町議会議長、柴田喜八様。

米国産牛肉輸入の全面停止継続等を求める請願書。

紹介議員、渡邊易右工門、同じく紹介議員、上原豊茂。

請願者、北海道常呂郡訓子府町仲町25番地、きたみらい農業協同組合訓子府支所運営委員長、菅波嘉孝。

同じく請願者、北海道常呂郡訓子府町仲町25番地、訓子府町農民連盟委員長、遠藤保。

内容をご説明させていただきます。

(以下、請願書朗読、記載省略)

以上でございます。ご採択いただきますようお願いいたします。

議長(柴田喜八君) これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑といたします。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本請願は、委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第3号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は採択されました。

ここで午前11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

追加日程の議決

議長(柴田喜八君) 休憩前に戻り会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま高橋徳男君外6名から、意見書案第1号 上限関税断固反対などWTO農業交渉に関する要望意見書、意見書案第2号 平成18年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書、意見書案第3号 米国産牛肉輸入の全面停止継続等を求める要望意見書、意見書案第4号 最低賃金の引き上げを求める要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第1号、意見書案第2号、意見書案第3号、意見書案第4号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

意見書案1号

議長（柴田喜八君） 意見書案第1号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

高橋徳男君。

10番（高橋徳男君） ただいまお許しをいただきましたので、意見書案第1号についてご説明をいたします。

意見書案第1号。

上限関税断固反対などWTO農業交渉に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年3月24日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

議員	高橋徳男
議員	佐藤静基
議員	小坂正利
議員	上原豊茂
議員	小林一甫
議員	渡邊易右工門
議員	橋本憲治

次のページをお開き願います。

この意見書案の内容につきましては、先ほど説明いたしました追加の請願第1号と同じでございますので、説明を省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年3月24日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴田喜八

内閣総理大臣様

外務大臣様

経済産業大臣様

農林水産大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより意見書案第1号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第2号

議長（柴田喜八君） 次に、意見書案第2号を議題といたします。
提出者からの提案理由の説明を求めます。

高橋徳男君。

10番（高橋徳男君） 意見書案第2号につきまして、ご説明いたします。
意見書案第2号。

平成18年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書
上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年3月24日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

議員	高橋徳男
議員	佐藤静基
議員	小坂正利
議員	上原豊茂
議員	小林一甫
議員	渡邊易右工門
議員	橋本憲治

次のページをお開き願います。

この要望意見書の内容につきましては、先ほど説明いたしました請願書第2号と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

次のページをお開きください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年3月24日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴田喜八

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
財務大臣様
農林水産大臣様
厚生労働大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願いいたします。
議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

3番、渡邊守彦君。

3番（渡邊守彦君） この請願に対する反対とか、賛成とか、そんなことではなしに、一つお願いしたいことがございます。

ご承知のように、この価格政策に関しては、もうすでに政府で今年度の方針が出て決定しております。それで、できればもっと早く出さないと何の意味もないのではないかと思います。その辺、今後できれば3月の議会では間に合わない、12月議会ぐらいにこれをやっていただかないと間に合わないと思いますので、一つ今後この提出に関しては、向こうの提出者のほうにお願いをして、もっと早く出していただくように。決まってしまうから、もうこれを出したってただもう何の意味もない。もう決まってしまうている。3月16日に決まってしまうているのですよね。そんなことで、そのように次回からお計らいいただきたいということをお願いしておきます。

議長（柴田喜八君） 2番、安藤義昭君。

2番（安藤義昭君） ただいまの件につきまして、議会運営委員会のほうでも請願書の提出されたときに、それぞれ協議をした結果がありますけども、これに対してはその時点で国のほうで通過しているということで議論が生まれて、そして、事務局を通じて提出者のほうに今後早く提出するようにお願いをしてあります。そういったことをご理解をいただきたいとこのように思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 渡邊守彦君。

今、議運の委員長から経過あったようなどおりです。

ほかに討論ございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第3号

議長（柴田喜八君） 次に、意見書案第3号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

高橋徳男君。

10番（高橋徳男君） それでは意見書案第3号につきまして、ご説明申し上げます。
意見書案第3号。

米国産牛肉輸入の全面停止継続等を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年3月24日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

議員 高橋徳男
議員 佐藤静基
議員 小坂正利
議員 上原豊茂
議員 小林一甫
議員 渡邊易右工門
議員 橋本憲治

次のページをお開き願います。

この要望意見書につきましても、先ほど説明いたしました請願書第3号と同じでございますので、説明を省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年3月24日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴田喜八

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様

農林水産大臣様

食品安全担当大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第4号

議長（柴田喜八君） 次に、意見書案第4号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

高橋徳男君。

10番（高橋徳男君） ただいまお許しをいただきましたので、意見書案第4号についてご説明をいたします。

意見書案第4号。

最低賃金の引き上げを求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年3月24日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

議員 高橋徳男
議員 佐藤静基
議員 小坂正利
議員 上原豊茂
議員 小林一甫
議員 渡邊易右門
議員 橋本憲治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。
次のページをお開き願います。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年3月24日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴田喜八

内閣総理大臣様
厚生労働大臣様
中央最低賃金審議会会長様
北海道労働局長様
北海道最低賃金審議会会長様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようお願いいたします。
議長(柴田喜八君) これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより意見書案第4号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

報告第2号

議長(柴田喜八君) 日程第41、報告第2号を議題といたします。
職員をして報告を朗読させます。

議会事務局長(小野良次君) 議案書の134ページをお開きいただきたいと思います。
報告第2号 定期監査結果報告について。

監査委員から定期監査について、次のとおり報告があった。

平成18年3月14日提出、訓子府町議会議長、柴田喜八。

記、別紙。次のページ、135ページをお開き願いたいと思います。

平成18年2月6日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

平成17年度定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第2項の規定によって、平成17年度の定期監査の結果を報告します。

記

平成17年度定期監査結果報告書、別紙ですけれども、137ページをお開き願いたいと思います。

3番目の監査結果の報告のみを朗読させていただきまして、それ以外の報告資料につきましては、説明を省略させていただきます。137ページの3. 監査報告であります。

平成17年11月に実施した建設工事等の現地調査及び平成17年12月末日現在における各会計の予算執行状況、町税等収納状況、補助事業実施状況、学校管理事務状況等について監査を実施した結果、適正な行財政運営がなされていることを認める。

なお、次の事項について対応を望みたい。

としまして、国保会計については財政調整基金が減少しており、このままでは今後の会計運営が危ぶまれるため、早急に会計を維持するための対策を講じるべきである。

また、水道会計については、有収率が下がってきていることから、漏水改善等有収率を高める対策を講じ、収入増につなげる努力を望むものである。

としまして、町税・使用料等の未収額の解消については、担当職員の徴収の成果は認められるところであるが、さらなる収入向上のため関係各課との連携を密にとり、効率の良い徴収方法により、一層の徴収努力をお願いするものである。

以上でございます。

議長(柴田喜八君) 以上のとおりであります。

この報告に対し、質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

これをもって質疑を終了いたします。

以上で、本報告は終わります。

報告第3号

議長(柴田喜八君) 日程42、報告第3号を議題といたします。

職員をして報告を朗読させます。

議会事務局長(小野良次君) それでは議案書の148ページをお開き願いたいと思います。

報告第3号 出納検査結果報告について。
監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。
平成18年3月14日提出、訓子府町議会議長、柴田喜八。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成18年1月13日町助役等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成18年1月13日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

149、150ページの表につきましては、説明を省略させていただきます。

151ページをお開き願いたいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成18年2月10日町助役等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成18年2月10日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

152、153ページの表につきましては、同じく説明を省略させていただきます。

後ほど配付しました追加報告書でございます。ページ番号が154ページになっております。そちらをご覧願いたいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成18年3月10日町助役等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成18年3月10日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

155ページ、156ページの表につきましては、同じく省略させていただきます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 以上のとおりであります。

この報告に対し質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。
以上で、本報告を終わります。

所管事務調査について

議長（柴田喜八君） お諮りいたします。

総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会の2常任委員会の委員長から所管事務調査について、平成18年度閉会中も継続して調査できるよう議決の願い出が議長に対して出ております。これを認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、2常任委員会の委員長から願い出のあった所管事務調査項目について、平成18年度閉会中も継続して調査できるよう決定いたしました。

閉会の議決

議長（柴田喜八君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会の宣告

議長（柴田喜八君） これにて平成18年第1回訓子府町定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時35分

以上、平成18年第1回定例町議会の会議録は小野事務局長が大要をまとめたものであるが、記載に相違ないことを認め、ここに署名する。

訓子府町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員

署名議員